

山梨県公報

第千六百六十五号

平成十八年

五月十五日

月 曜 日

目 次

家畜伝染病の発生……………三六七
 腐蛆病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定……………三六七
 土地改良区の定款の一部変更の認可(二件)……………三六八
 使用料の収納事務の委託(二件)……………三六八

公 告

落札者等の決定について……………三六八
 介護保険法に基づく指定調査機関の指定……………三六八
 介護保険法に基づく指定情報公表センターの指定……………三六九
 土地改良区役員の新任及び就任……………三六九
 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(九件)……………三七〇

公安委員会

山梨県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分及び延滞金に関する規則……………三七二

告 示

山梨県告示第百八十号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

平成十八年五月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生群数	発生場所	発生年月日
腐蛆病	みつばち	患畜	四	北杜市須玉町大豆生田	平成十八年四月二十七日

山梨県告示第百八十一号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)第四条第一項の規定により、腐蛆病のまん延を防止するため、みつばち等の移動を禁止する区域を次のとおり指定する。

平成十八年五月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 指定区域

北杜市須玉町大豆生田(獅子河原、多ヤ下、大免、二ツ木、妙河原及び田ヤ前の区域に限る。)、藤田(腰巻、御崎、家之下、清水、滝下、山崎及び寺之前的区域に限る。)、大蔵(上町田、下町田、白金、塚田、山崎、上之段、東前田、西前田、甘三夜下、大坪、一道上、一道下、石蔵、高砂、中返り、西御所、西久保及び隆蔵の区域に限る。)、境之沢(辺田、鯨、平ノ内、大坪、仲神、中条籠、畔畑、大ノ久保、東久保、澤尻、大六天、久保頭、植松、三宮寺及び南平の区域に限る。)、若神子新町(ケ力子、村ノ内、蛙又、南平、大門、観音堂、宮下、中神、坂神、町北、山ノ神、大坪、上ノ山、玄関、中原、恋道、干挽、横屋敷、五軒ヤ及び閑屋の区域に限る。)、若神子(御所前、上河原、妙田寺下、三崎前、妙田寺前、竹ノ内、出口、大石河原、塩田、堰下東、御所村、西出口、堰下西、五反田、後田、御所村北、朝日田、上片瀬、下片瀬、小手差、滝ノ口、小林、古城、天白、湯沢、西林、鯨、大小久保、東和田、下和田、向鯨、岩根及び肥道の区域に限る。)、小倉(西川原、上ノ段、芝原田、下川原、下町田、下中尾、中川原及び上町田の区域に限る。)、及び東向(山東及び飛津の区域に限る。)、並びに明野町上手(下河原、下反保、早道場、屋敷添及び千里木の区域に限る。)、下神取、上神取(大日川原、向原及び中川原の区域に限る。)、浅尾新田(長坂、古屋敷、栃沢、陣場、東古新田及び西古新田の区域に限る。)、及び浅尾(下日向、長峰及び明日日向の区域に限る。)、並びに武川町牧原(ママ下の区域に限る。)、及び宮脇(郷原、藤ノ木、宮原、ママ下、仲島及び女落岩下の区域に限る。)、並びに葺崎市六山町、円野町(上田井の区域に限る。)、及び中田町(小田川の区域に限る。))の区域

二 指定家畜の種類
 指定区域で飼育されているみつばち

三 指定の概要
 指定期間 平成十八年四月二十七日から当分の間

四 その他必要な事項
 指定家畜及び腐蛆病の病原体を広げるおそれのある物品は、西部家畜保健衛生所長の指示を受けなければ指定区域内での移動又は当該区域外への移動をしてはならぬ

い。

山梨県告示第二百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成十八年五月八日四ヶ村堰土地改良区の定款の一部変更を認可した。
平成十八年五月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県告示第二百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成十八年五月八日塩川土地改良区の定款の一部変更を認可した。
平成十八年五月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県告示第二百八十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。
平成十八年五月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 委託の相手方

南巨摩郡身延町切石三百五十番地 身延町

二 委託に係る使用料

山梨県立なかとみ青少年自然の里の使用料

三 委託の期間

平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで

山梨県告示第二百八十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。
平成十八年五月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 委託の相手方

上野原市上野原三千八百三十二番地 上野原市

二 委託に係る使用料

三 委託の期間
山梨県立ゆずりはら青少年自然の里の使用料
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで

公 告

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成十八年五月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 落札に係る役務の名称及び数量

山梨県税務システム運用維持管理業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県総務部税務課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日

平成十八年三月二十九日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

東京都江東区豊洲三丁目三番三号

五 落札金額

一億七十九万三千七百円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成十八年二月十六日

● 介護保険法に基づく指定調査機関の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の三十第一項の規定により、次の者を指定調査機関として指定した。
平成十八年五月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

同	上条 良二	同	一五四二番地	同
同	八巻 善彌	同	二〇一七番地	同
同	三井 延美	同	二〇八七番地	同
同	清水 紀之	同	一八二七番地	同
同	清水春斐古	同	一七三一番地	同
同	菊原 武利	同	箕輪新町一七六二番地二	同
同	下倉 美文	同	箕輪五九七番地	同
監事	八巻 専文	同	一五八五番地一	同
同	菊原 元昭	同	箕輪新町一七六九番地	同
同	本原 光昭	同	四六九番地	同

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年五月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年四月十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 山田建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 西八代郡市川三郷町落居二千二百六十六番地一
 - 3 代表者の氏名 樋川愛子
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一三）第四一〇号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年四月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止し

た旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年五月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年四月十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 戸栗工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡身延町飯富千二百九十二番地七
 - 3 代表者の氏名 戸栗和紘
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一四）第一一六号
- 四 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年三月二十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年五月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年四月三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 拓植園
 - 2 主たる営業所の所在地 甲州市塩山中萩原七百二十二番地
 - 3 代表者の氏名 秦敬二
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一四）第六二二八号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年三月八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年五月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年四月二十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社藤巻工務所
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市野牛島千八百九十七番地一
 - 3 代表清算人の氏名 藤巻弥
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一五）第一三八四号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年四月十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年五月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年四月十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社樋口建設工業
 - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市篠原七十九番地八
 - 3 代表者の氏名 樋口高一
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一五）第一七九八号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年四月七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年五月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年四月三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 黒川建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲州市塩山下小田原二百七十五番地
 - 3 代表者の氏名 黒川兵衛
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般・特 一三）第三三〇八号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年三月八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年五月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年四月十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 小川美術工芸
 - 2 主たる営業所の所在地 大月市大月町花咲千二百六十四番地四
 - 3 代表者の氏名 小川博一
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一三）第三一九〇号
- 四 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年四月十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年五月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年四月十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

- 1 商号 井上工務店
- 2 主たる営業所の所在地 甲府市羽黒町八百六十三番地三
- 3 代表者の氏名 井上清正
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一三)第六一四五号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年三月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成十八年五月十五日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 処分をした年月日 平成十八年四月三日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社内田総業
 - 2 主たる営業所の所在地 中央市極楽寺三百六十八番地
 - 3 代表者の氏名 内田英子
 - 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一六)第八一二二号
 - 四 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成十八年三月二十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

公安委員会

山梨県公安委員会規則第十三号
 山梨県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分及び延滞金に関する規則を次のように定める。
 平成十八年五月十五日

山梨県公安委員会
 委員長 丸 茂 紀 彦
 山梨県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分及び延滞金に関する規則
 (趣旨)

第一条 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。)第五十一条の

四第四項の規定に基づき山梨県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が行う放置違反金の納付命令等に関する事務の取扱いについては、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(納付命令等)

第二条 法第五十一条の四第四項の規定による放置違反金の納付に係る命令(以下「納付命令」という。)は、放置違反金の額並びに納付の期限及び場所を記載した放置違反金納付命令書(第一号様式)に山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号)に規定する第二十四号様式の納入通知書を同封して行うものとする。

2 前項の規定による放置違反金納付命令書に記載すべき納付の期限は、当該放置違反金納付命令書を発する日の翌日から起算して十四日目の日とする。

3 法第五十一条の四第十七項の規定による納付命令を取り消した旨の通知は、放置違反金納付命令取消(兼)還付通知書(第二号様式)に放置違反金還付請求書(第三号様式)を同封して行うものとする。

4 法第五十一条の四第十八項の規定による納付命令の公示送達は、放置違反金納付命令公示送達書(第四号様式)を公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

(弁明通知)

第三条 法第五十一条の四第六項の規定による弁明等の機会の付与は、弁明書の提出期限を記載した弁明通知書(第五号様式)により行うものとする。

2 前項の弁明書の提出期限は、当該弁明通知書を発する日の翌日から起算して十四日目の日とする。

3 法第五十一条の四第七項の規定による通知の公示送達は、弁明通知公示送達書(第六号様式)を公安委員会の掲示板に掲示することによって行うものとする。

(仮納付)

第四条 法第五十一条の四第九項の規定による放置違反金に相当する金額の仮納付は、仮納付書(第七号様式)によって行うものとする。

2 法第五十一条の四第十二項の規定による納付命令をしないこととした旨の通知は、仮納付金返還通知書(第八号様式)によって行うものとする。

(督促)

第五条 法第五十一条の四第十三項の規定による督促は、放置違反金の納付の期限経過後二十日以内に督促状(第九号様式)によって納付すべき期限を指定して行わなければならない。

2 前項の督促状によって指定する納付すべき期限は、当該督促状を発する日の翌日から起算し十日目の日とする。

3 第一項の督促状に基づく放置違反金の納付は、山梨県財務規則に規定する第二十六

号様式の納付書によって行うものとする。

(延滞金)

第六条 放置違反金について前条第一項の規定による督促をした場合において、放置違反金を当該督促状の指定期限後に納付する者からは、次に掲げる場合を除き、当該放置違反金の額に、納付の期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その金額に年十・七五パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収するものとする。

一 放置違反金の納付命令を受けた者が災害により納期限までに納付できなかったとき。

二 放置違反金の徴収に関する書類の送達について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでない又は外国においてすべき送達について困難な事情があると認められるため、その送達に代えて公示送達をしたとき。

三 前二号のほか、放置違反金の納付命令を受けた者が納付の期限までに納付することができなかったことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

2 前項の規定による延滞金の額に百円未満の端数があるときはその端数額を、その全額が千円未満であるときはその全額を切り捨てるものとする。

(滞納処分)

第七条 法第五十一条の四第十四項の規定による滞納処分に関する事務は、警察本部長があらかじめ指定した警察職員（以下「徴収職員」という。）が行うものとする。

(徴収職員証の交付等)

第八条 警察本部長は、徴収職員にその身分を証する証票として山梨県警察徴収職員証（第十号様式）を交付するものとする。

2 徴収職員は、その職務を執行しようとするときは、山梨県警察徴収職員証を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(様式)

第九条 滞納処分の実施に関し必要な様式については、県税の滞納処分の例による。

附 則

この規則は、平成十八年六月一日から施行する。

第 年 月 号 日

殿

山梨県公安委員会

放置違反金納付命令書

道路交通法第51条の4第4項の規定により、次のとおり
放置違反金の納付を命令します。別紙「納入通知書」により
納付の期限までに納付してください。

命令の件名

放置違反金の納付命令に関する件

(第 号)

放置違反金の額及び納付の期限

金 円 まで

納付の場所

納付場所記載の金融機関

納付命令の原因となる事実

あなたが使用する車両

が次のとおり放置車両と認められたことによる。

違反日時

違反場所

違反態様

(裏面)

この処分に不服があるときには、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、山梨県公安委員会に対し異議申立てをすることができます。ただし、処分の通知を受けた日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると不服申立てをすることができなくなります。

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、山梨県を被告として（訴訟の代表者は山梨県公安委員会となります。）、提起しなければなりません。ただし、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、取消訴訟は、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

納期限までに納付しなかった場合

- 1 法令の規定により、車検拒否の対象となります。
- 2 納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年率10.75%の割合で計算した延滞金(100円未満の端数があるときはその端数を、全額が1,000円未満のときはその全額を切り捨てる。)を納付しなければなりません。
- 3 同一の車両について、繰り返し放置違反金の納付命令を受けた場合、法令の規定により、その車両の使用制限命令を受けることがあります。

注意事項

この通知の根拠となる放置駐車違反の車両の運転者が告知を受け反則金を納付した場合は、この通知による放置違反金の納付は必要ありません。

当該違反の運転者が反則金の納付をしない場合は、放置違反金制度の手続が進みますから、あなたが運転者でない場合は、当該違反の車両の運転者に反則金を納付するよう連絡してください。

(表面)

第 年 月 号 日

放置違反金納付命令取消(兼)還付通知書

殿

山梨県公安委員会



あなたに対する放置違反金納付命令(第 - - - 号)については、次の理由により取り消しましたので、道路交通法第51条の4第17項の規定により通知します。

なお、あなたから納付されている下記の金額を還付しますので、同封の「放置違反金還付請求書」を、裏面の放置違反金還付請求書記載要領に従って記入し、返信用封筒で早急に返送して下さい。

記

理 由	この納付命令の原因となった違法駐車行為をした者が当該違法駐車行為について <input type="checkbox"/> 道路交通法第128条第1項の規定による反則金の納付をした。 <input type="checkbox"/> 公訴を提起された。 <input type="checkbox"/> 家庭裁判所の審判に付された。
金 額	円

(裏面)

放置違反金還付請求書記載要領

住所、氏名、電話番号を記入し、押印の上、A又はBの受領方法のいずれか一つを選択し、記号を○で囲んで下さい。

1 口座振込みを希望の方・・・【Aを○で囲まれた方】

下記の事項を記載してください。

(1) 振込先金融機関店舗名（郵便貯金に振り込むことはできません。）

(2) 振込口座（普通預金または当座預金を指定して下さい。）及び口座番号を記入してください（請求者ご本人の口座に限ります。）。手続を済ませ次第「振込通知書」をお送りします。

なお、あなたの指定した金融機関店舗に振込みができないときは、下記2の方法による支払いをする場合がありますから、そのときは、2の方法によりお受け取りください。

2 山梨中央銀行本店又は各支店において払渡しを希望の方・・・【Bを○で囲まれた方】

あなたの希望した山梨中央銀行本・支店を受取場所にした「送金通知書」をお送りしますので、受領後、記載されている店舗で、受取可能期間を確認の上、お受け取りください。

なお、受取りには、受領した送金通知書、印鑑及び身分証明（本人以外は委任状が必要）を持参して下さい。

※ 「送金通知書」は、書留郵便で送付されます。

照 会 先

〒400-8586 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県警察本部交通部交通指導課
電話 055-235-2121

放置違反金還付請求書

支出命令者

山梨県警察会計担当者 殿

年 月 日

〒 _____
住 所 _____

電話 (_____) _____

氏 名 _____ 印

金 額	¥	円
-----	---	---

A	上記金額について、次の私名義の口座に銀行振込みの取扱いをされたく請求します。
	記
	1 振込先金融機関店舗名 _____ 銀行 _____ 支店 2 振込口座名 (カタカナ) _____ (普通・当座) 口座番号 _____

B	上記金額について、私の希望する山梨中央銀行本店又は支店で受取の取扱いをされたく請求します。
	受取希望店舗名 _____

※ A又はBのいずれか一つを選択し、記号を○で囲んでください。

※ 住所は郵便物が届くように詳しく記載し、電話番号は携帯電話等昼間に連絡がとれる番号を記載してください。

第4号様式(第2条関係)

第 号

放置違反金納付命令公示送達書

次のとおり、道路交通法第51条の4第4項に基づく放置違反金の納付命令を、それぞれ下表左欄に掲げる者に対して行いますので、同条第18項の規定により通知します。

なお、同条第5項に掲げる放置違反金納付命令書は、山梨県警察本部交通部交通指導課に保管していますから、来訪の上、受領してください。

年 月 日

山梨県公安委員会 印

記

- 1 放置違反金納付命令書交付場所
山梨県甲府市中央一丁目10番1号
山梨県警察本部交通部交通指導課
- 2 放置違反金の納付期限
年 月 日まで
- 3 命令を受ける者及びその命令の件名

命令を受ける者の氏名	命令の件名
	放置違反金の納付命令に関する件(第 - - - 号)

注 地方税法第20条の2第3項の規定により、この公示をした日から起算して7日を経過したときに、当該放置違反金納付命令書の到達があったものとみなされます。

問い合わせ先：
山梨県警察本部交通部交通指導課
電話055-235-2121

第 年 月 号 日

殿

山梨県公安委員会

弁明通知書

あなたに対する次の事実を原因とする放置違反金の納付命令に係る道路交通法第51条の4第6項の規定による弁明の機会の付与を、次のとおり行いますので通知します。

弁明の件名

放置違反金の納付命令に関する件

(第 号)

予定される納付命令の内容

放置違反金 金 円の納付命令

根拠となる法令の条項

道路交通法第51条の4第4項

納付命令の原因となる事実

あなたが使用する車両が次のとおり放置車両と認められたことによる。

違反日時

違反場所

違反態様

(裏面)

弁明書の提出先

山梨県公安委員会 (担当：交通指導課放置違反金係)

〒400-8586 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

055-235-2121 (担当内線711-)

弁明書の提出期限

必着

○ 弁明の機会の付与に際しての留意事項

氏名、住所、連絡先(昼間連絡がとれる電話番号等)、弁明の件名及び弁明の機会の付与に係る事案について弁明を記載し、持参又は郵送により提出してください。

なお、あなたや車両の所有者その他関係者に対し、提出された弁明書に関し、報告等を求めることがあります。

○ 早期に手続を終結させたい方へ～仮納付制度

予定されている放置違反金の納付命令について、早期にその手続を終了させたい方々のために、「放置違反金に相当する金額を仮に納付できる」制度があります(道路交通法第51条の4第9項)。

あなたが仮納付を行い、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行うことが適当であると認めるときは、公示による放置違反金の納付命令が行われ、先の仮納付が放置違反金の納付とみなされますので、本件に係る放置違反金の納付について、あなたがそれ以上の手続を行う必要がなくなります(道路交通法第51条の4第10項)。

あなたが仮納付を行った後、当該放置駐車違反に係る車両の運転者が放置駐車違反の反則金を納付するなど、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行うことが適当でないと認めた場合は、仮納付金は返還されます(道路交通法第51条の4第12項)。

○ 仮納付の方法と公示による納付命令について

弁明書の提出期限までに、「予定されている納付命令の内容」欄に記載してある金額を仮納付書に添えて納めてください。分納や期限後の納付はできません。

公示による納付命令は、「弁明の件名」欄に記載してある17桁の番号を、山梨県公安委員会掲示板(山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県警察本部内)に掲示して行います。

第 号

弁明通知公示送達書

次のとおり、放置違反金の納付命令に係る道路交通法第51条の4第6項の規定による弁明の機会の付与を、それぞれ下表左欄に掲げる者に対して行いますので、同条第7項の規定により、通知します。

なお、同条第6項各号に掲げる事項を記載した弁明通知書は、山梨県警察本部交通部交通指導課に保管していますから、弁明の機会の付与を受ける者は、来訪の上、受領してください。

年 月 日

山梨県公安委員会 印

記

- 1 弁明書の提出先
〒400-8586 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県警察本部交通部交通指導課

- 2 弁明書の提出期限
年 月 日まで

- 3 弁明の機会の付与を受ける者及びその弁明の件名

弁明の機会の付与を受ける者の氏名	弁明の件名
	放置違反金の納付命令に関する件(第 - - - 号)

注 道路交通法第51条の4第7項の規定により、この公示をした日から起算して2週間を経過したときに、当該通知の到達があったものとみなされます。

山梨県

仮納付書・領収書

年度 会計 所 属

科目 名

納人氏名
殿

納期限	
金額	
納入場所	

ただし、 放置違反金相当金額の仮納付金
上記のとおり納付します。

年 月 日

山梨県警察本部長 殿

領収日付印

上記を領収しました。

山梨県

領収済通知書

納人住所・氏名
納

年度	所	属
会計	款	項目
		節
		細節
		科目
		名
		額

納期限

年 月 日

領収日付印

上記のとおり通知します。

山梨県
指定代理
山梨県出納長 (出納員) 殿
金融機関

山梨県

金融機関控

年度 会計 所 属

科目 名

納人住所・氏名
殿

納期限	
金額	

領収日付印

（表面）

第 年 月 号 日

仮納付金返還通知書

殿

山梨県公安委員会 印

あなたから放置違反金に相当する金額の仮納付があった「放置違反金の納付命令に関する件(第 - - - 号)」については、次の理由により、納付命令をしないこととしたので、道路交通法第51条の4第12項の規定により通知します。

なお、あなたから仮納付のあった次の金額を返還しますので、別紙「仮納付金返還請求書」を、裏面の仮納付金返還請求書記載要領に従って記入し、返信用封筒で早急に返送して下さい。

記

理 由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本件の原因となった車両が放置車両に該当しない。 ○ あなたが本件の原因となった車両の使用者に該当しない。 ○ 本件の原因となった違法駐車行為をした者が当該違法駐車行為について <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路交通法第128条第1項の規定による反則金の納付をした。 ・ 公訴を提起された。 ・ 家庭裁判所の審判に付された。 ○ その他納付命令をすることが適当でない。
金 額	円

(裏面)

仮納付金返還請求書記載要領

住所、氏名、電話番号を記入し、押印の上、A又はBの受領方法のいずれか一つを選択し、番号を○で囲んで下さい。

1 口座振込みを希望の方・・・【Aを○で囲まれた方】

下記の事項を記載してください。

- (1) 振込先金融機関店舗名（郵便貯金に振り込むことはできません。）
- (2) 振込口座（普通預金または当座預金を指定して下さい。）及び口座番号を記入してください（請求者ご本人の口座に限ります。）。手続を済ませ次第「振込通知書」をお送りします。

なお、あなたの指定した金融機関店舗に振込みができないときは、下記2の方法による支払いをする場合がありますから、そのときは、2の方法によりお受け取りください。

2 山梨中央銀行本店又は各支店において払渡しを希望の方・・・【Bを○で囲まれた方】

- (1) あなたの希望した山梨中央銀行本・支店を受取場所にした「送金通知書」をお送りしますので、受領後、記載されている店舗で、受取可能期間を確認の上お受け取りください。
- (2) 受取りには、受領した送金通知書、印鑑及び身分証明（本人以外は委任状が必要）を持参して下さい。

※ 「送金通知書」は、書留郵便で送付されます。

照 会 先

〒400-8586 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県警察本部交通部交通指導課
電話 055-235-2121

仮納付金返還請求書

支出命令者

山梨県警察会計担当者 殿

年 月 日

〒 _____
住 所 _____

電話 (_____) _____

氏 名 _____ 印

金 額	¥	円
-----	---	---

A	上記金額について、下記の私名義の口座に銀行振込みの取扱いをされたく請求します。
	記
	1 振込先金融機関店舗名 _____ 銀行 _____ 支店 2 振込口座名 (カタカナ) _____ (普通・当座) 口座番号 _____

B	上記金額について、私の希望する山梨中央銀行本店又は支店で受取りの取扱いをされたく請求します。
	受取り希望店舗名 _____ (支店名まで記入をお願いします。)

※ 住所は郵便物が届くように詳しく記載し、電話番号は携帯電話等昼間に連絡がとれる番号を記載してください。

（表面）

第 年 月 号 日

殿

山梨県公安委員会

督促状

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、放置違反金の納付を命じましたが、その納期限を経過しても納付されていませんので、同条第13項の規定により督促します。下記に指定する期限までに、納付して下さい。

年度	違反番号	
金額	納期限	
指定期限		

- ・ 指定金融機関からの納入済通知が遅れることがありますから、納付された場合でも督促状を発することがあります。この場合の督促状は無効ですので御了承ください。
- ・ 納付後は、納付書に添付されている領収書が当該放置違反金を納付したことを証明する書面になりますので、大切に保管し、車検を受ける際に提示してください。

(裏面)

○この処分に不服がある場合

この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、山梨県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、処分の通知を受けた日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると不服申立てをすることができなくなります。

処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、山梨県を被告として提起しなければなりません(訴訟の代表者は山梨県公安委員会となります。)。ただし、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合の取消訴訟は、異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

○指定期限までに納付しなかった場合

先に送付した納付命令の納期限の翌日から、放置違反金を納付した日までの日数に応じ、年率10.75%の割合で計算した延滞金(延滞金額に100円未満の端数があるときはその端数を、その全額が1,000円未満であるときは全額を徴収しません。)を徴収されるほか、道路交通法第51条の4第14項の規定により財産の差押え等の滞納処分(強制執行)を受けることとなります。また、同法第51条の7の規定により自動車検証の返付を受けられませんので、放置違反金を納付するまで、当該自動車を使用することができなくなります。

第10号様式(第8条関係)

(表面)

第 号

写 契 所 属
真 印 氏 名

山 梨 県 警 察 徴 収 職 員 証

年 月 日 交 付

山 梨 県 警 察 本 部 長 印

9センチメートル

(裏面)

- 1 この証票は、道路交通法第51条の4第14項の規定により放置違反金につき滞納処分執行のために財産差押を行うとき、又は財産差押に関する調査のための質問若しくは検査を行うときに携帯しなければならない。
- 2 関係人の請求があったときは、提示しなければならない。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番